

新庁舎落成記念号



名古屋高裁・地裁庁報

1979.7

新庁舎落成記念号

目 次

新庁舎落成式から

式	辞	岩	野	徹	1
祝	辞	高	部	顯	3
祝	辞	長	島	敦	4
祝	辞	石	原	金	三
祝	辞	仲	谷	義	5
祝	辞	本	山	明	6
	辞			雄	7

名古屋裁判所庁舎竣工に際して	栗	本	夫	9
新庁舎落成にあたり	高	澤	一	10
新庁舎に思う	尚	三	新	11
新庁舎の敷地	和	和	大	12
新庁舎建設委員会での協議あれこれ	藤	田	頼	13
新庁舎所感	上	井	正	14
<俳句>俯瞰五句	伊	藤	弘	15
新庁舎の落成を聞知して	藤	塚	吉	16
外堀から丸の内へ	恒	戸	塚	子
	久	浅	香	久
	則	香	藤	義
新庁舎落成に思う	加	藤	加	則
新庁舎の工事経過報告について	居	藤	賢	25
新庁舎の落成によせて	足	登	立	26
主税町から三の丸に	柴	菊	二郎	32
<俳句>新旧庁舎十句	頭	二	弘	34
民事記録庫の移転	坪	朝	清	35
庁名碑雑感	内	日	彦	37
編集後記				38

写真…高田祐吉(地民次席書記官)
カット…鈴木 康(高刑記録係長)

式

辞

名古屋高等裁判所長官 岩 野 徹

名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所及び名古屋第一、第二検察審査会合同庁舎の落成式をとり行います。栗本最高裁判所判事をはじめとして、来賓多数の方々には、御多忙にもかかわりませず、御臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。

顧みますに、大正十一年九月に建設されました旧庁舎は、ルネットサンス風赤煉瓦の建物として、長く名古屋市民のほか多くの方々の間に親しまれてまいりましたが、歳月には勝てず、近年とみに老朽化が目立ち、かねてから庁舎の新築ということが、内外から強く望まれておりました。幸い名城西小公園のあった現在地が、多少の曲折を経て、昭和五十年六月、裁判所新庁舎の敷地として、確定されるにいたりました。

新庁舎の敷地は、旧庁舎のそれと比べますと、相当狭少とはなりましたものの、郭内官庁街の中に位置し、名古屋市民の象徴ともいべき名古屋城の真南にあたり、多くの縁に囲まれたまことに恵まれた環境にあります。まさに司法の殿堂の敷地として、この上なく申し分のない場所であります。

名城西小公園が、新庁舎の敷地として確定されるにつきましては、名古屋市当局の御好意と関係諸官公庁、弁護士会等の多大の御理解と御尽力を賜りました。ここに心から御礼申し上げる次第であります。

新庁舎は、現代建築の粋を集め、近代的設備を完備した最新の建築物であります。まず内部では、階層の異なる法廷群と事務室群とを東西に二分し、これを中央部分で結合させることによって動線の明快な分離と結合

が図られ、これが地上十二階、地下二階の一棟の建物として、簡潔にまとめられております。また耐震、防火面でも厳重な配慮がなされ、最新の設備を備えて、関係者の安全確保に、充分な注意が払われております。さらに外観の特徴といたしましては、御覽のとおり、充分にゆとりのある採光窓と、格子模様による外壁構成をとり、これを煉瓦調タイルでまとめて上げることによって、裁判所にふさわしい重厚さと気品・風格とをかもし出すとともに、周囲の環境との調和、殊に城郭内の緑との対照美にも充分配慮してありまして、いろいろな角度からみて、苦心の作ということができると思われます。

なお、新庁舎の外構工事では、環境にふさわしい緑化の課題を最も重視しており、旧公園の樹木をできるだけ生かしたほか、多くの植栽を試み、なかでも名古屋城に面した北側の造園には、十分な注意が払われております。

このような立派な建物と外構について、長期にわたって設計と監理の両面に携つてこられた建設省中部地方建設局の方々に、敬意と感謝の意を表します。また数多くの工事関係各社の皆様には、優れた技能を注がれ立派に工事を完成されました。まことにありがとうございました。

新庁舎建設という永年にわたる我々の希望が成就した今、私どもはこの新庁舎を将来にわたつて大切に管理していく決意を新たにするとともに、それよりもまして、公正かつ迅速な裁判を通して、裁判所に課せられた職責を果たすことを、あらためて誓うものであります。

祝

辞

最高裁判所長官 服 部 高 顯

本日、ここに、名古屋高等裁判所、同地方裁判所、同簡易裁判所、同第一及び第二検察審査会合同新庁舎の落成式が挙行されるに当たり、お祝いを申し述べる機会を得ましたことは、私の最も喜びとするところであります。

旧庁舎は、大正十二年以来半世紀にわたり司法による正義の実現に寄与し、また、赤れんが造りの建物として広く人々に親しまれてまいりましたが、年ごとに老朽と狭隘の度を加え、執務環境としては必ずしも良好とは言い難く、かねてから新庁舎の建設が強く望まれておりました。

幸いにも、この念願が実を結び、この度、由緒ある名古屋城郭内のこの地に、周囲の環境との調和にも配慮し、近代的かつ最新の設備を完備した機能的で品位のある庁舎のしゅん工を見るに至りましたことは、御同慶に堪えません。新庁舎の落成について心からお祝いを申し上げますとともに、その建築に当たり、多大の御支援と御協力を賜りました関係各方面の方々に対し、深じんの謝意を表する次第であります。

申すまでもなく、裁判所に課せられた使命は、具体的な紛争の適正かつ迅速な解決を通じて国民の権利の擁護と法秩序の維持を図ることに尽きるのであります。この使命の遂行に当たる私どもは、これまで万遺憾なきを期してまいりましたが、昨今の社会情勢を反映して、裁判所の取り扱う事件も、従来にない複雑困難な問題を含むものが多くなる傾向にあります。私どもといたしましては、従来にも勝る工夫と努力によって適正妥当な事件の処理を図り、もって国民の裁判所に寄せる期待と信頼に十分こたえるよう懸命の努力をすることが肝要であると思います。

裁判官をはじめ職員各位におかれましては、この喜びの日を契機として決意を新たにされ、それぞれの職務に一層精励されますよう切望してやみません。

また、御臨席の各位におかれましては、司法の重要性を深く御理解くださいまして、今後とも、裁判所のため一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これをもちまして、私の祝辞といたします。

祝　　辞

名古屋高等検察庁検事長　長　島　敦

本日ここに名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所、名古屋第一、第二検察審査会の合同
庁舎の新築落成式に当たり、祝辞を申し上げる機会を与えたことは、私の最も光栄とするところであ
ります。

大正十二年以来五十余年にわたって幾多の歴史をつづって参りました赤煉瓦の、壯麗な旧庁舎も、時の流れ
とともに狭隘かつ老朽化し、執務上多大の支障となっていたのであります。このたび、名古屋城郭内の風致
地区の、この恵まれた環境に、司法の殿堂にふさわしい壮重かつ、重量感にあふれる新庁舎が完成しましたこ
とは、法曹の一人として何よりの喜びであります。

この新庁舎は、法廷棟と事務棟が明確に区別されており、しかも、法廷と事務棟をつなぐ
法廷棟専用エレベーター等が設置され、弁護士控室のほか、訴訟関係者、傍聴人の待合所等にも行き届いた配
慮がなされているのであります。法廷数の増加、法廷設備の完備とも相まって、裁判事務の円滑な遂行はも
とより、訴訟関係者や一般市民の利便に資すること多大なものがあると見受けられます。

私は、司法権の担い手である裁判所に対する国民の信頼に応え、法の支配と社会正義の実現に日夜努力を重
ねておられる裁判官及び裁判所職員、更には検察査査員、調停委員その他の民間協力者の皆様が、この新しい
庁舎で執務をはじめられることに心からお喜びを申し上げますとともに、旧庁舎が象徴していました名古屋の
裁判所の長き、良き伝統を引きつがれつつ、他面、この新しい庁舎が社会に開かれた、しかも、新しい活力が
満ちあふれる司法の殿堂となることを心から期待申し上げるものであります。

終りに、この立派な庁舎が完成するにいたりますまでの裁判所当局、地元関係者の皆様、その他物心両面に
わたり多大のご協力、ご支援を惜しまれなかつた、すべての方々の御労苦に対し、心からの敬意を表しまして
私の祝辞といたします。

祝　　辞

中部弁護士会連合会理事長

石　原　金　三

本日、名古屋高等裁判所をはじめとする裁判所合同庁舎の竣工式典にお招きを受け、中部弁護士会連合会を
代表してお祝いの言葉を申し述べさせていただくことは、まことに光榮に存じます。

承りますれば、東区主税町の旧裁判所庁舎は大正十二年に建設せられたところで、爾来、同庁舎は当
部地区における裁判、並びに司法行政の中心施設として、戦前戦後を通じ半世紀の永きにわたり、重要な役割
を果してきたのであります。このたび老朽化のため改築されるところとなり、ここにめでたく新裁判所庁舎
の建設竣工をみたのであります。

新裁判所庁舎は、名古屋城郭内の風致地区内に建築されたため、公園的景観を配慮されて、多数の植樹によ
る緑地帯に意をそそぎ、建物の容姿、色彩、周辺建物との隣接状況等、環境との調和はもとより関係者の使用
の利便性に特段の工夫を凝らされたとうかがつてお、近代建築の粋を集め地下二階地上十二階、塔屋三階
の赤煉瓦色の重厚にして壮大な真に中部圏管内を縦轄する司法の殿堂たるにふさわしく、このたびの立派な竣
工は、法曹の一翼を担う弁護士会といたしまして、まことに御同慶に堪えず衷心よりおよろこびお祝い申し上
げますとともに、この建設にあたり多年にわたって幾多の困難を克服し、竣工を果された裁判所ご当局並びに
建設関係者各位の御苦労に対して、深甚の敬意を表する次第であります。

ご高承のとおり、中部弁護士会連合会の中心的存在で、かつ、連合会の事務局が所在いたします名古屋弁護
士会におきましても、裁判所庁舎の新築にともない、この新庁舎に隣接して新しい弁護士会館を建設し、時を
同じくして過日開館披露を終えたところであります。ここに裁判所と弁護士会との緊密な連携の姿が実現さ
れるに至ったのであります。

私共はこの機会に心を新たにして、それぞれの分野における一段の努力と協調を通じて、国民の基本的人権
を擁護し、社会正義の実現をはかり、もつて司法にかける国民の期待に応えたいものと念願しております。

終りに新庁舎の恒久の安全と、ここにおいて執務される皆様方のご多幸をお祈り申し上げ、簡単ながら私の
祝辞といたします。

祝

辞

愛知県知事 仲 谷 義 明

若人の衣替えが日にしみ、夏の訪れを感じるこのき日に、名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所、名古屋第一、第二検察審査会の合同庁舎の落成式が催されますことを、心からお祝い申し上げます。

こうして装いも新たな合同庁舎の一角に立ちますと、私はいま二つの思いにふけるのであります。

ひとつは、名古屋城を巡る外堀近くに位置する旧庁舎に寄せる思いであります。大正十二年に完工されたあの建物は、当時としては極めてさんざん新なものであり、重厚にして三層の赤レンガ造りは、その壮大さとともにさぞや多くの人々の目を見張らせたものであります。

以来、半世紀余り、激変する時代の流れの中にあって、幾多の風雪にも耐え、気品あるその姿は、そのまま、我が国の近代史の歩みでもありました。しかし、歳月の流れは、庁舎としては狭い、加えて老朽甚だしいものとなり、新庁舎建設の必要に迫られたのであります。

いま、旧庁舎に限りない哀惜の念を禁じえないのは、ひとり私のみではありますまい。

いま、ひとつは、ここ名古屋城郭内に位置するこの近代的な新庁舎に寄せる思いであります。今後、この新庁舎が法の正義の名のもと、当地方の中心的存在として未来に向って長く司法の府として、その崇高な使命を果されるものと存じます。

御承知のように、近年の産業経済社会の急激な変貌は、現代市民社会に大きな変革をもたらしています。こうした中において、ときとして、個人の一身の自由、社会的身分、経済的利益など具体的な事実について、衝突あるいは、紛争が起こることもありましょう。こうした事件に、公權的な判断を下される司法の府のもつ意義はまた大きなものがあります。

どうか、関係各位の御配慮よろしきを得て、多くの人々の信頼に応えられますよう念願いたします。

終りにのぞみ、重ねて新庁舎の落成をお祝い申し上げ、御参集の皆様方の御健勝をお祈りして、お祝いのことばをいたします。

祝

辞

名古屋市長

本 山 政 雄

このたび、名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所並びに名古屋第一、第二検察審査会の合同庁舎がめでたく完成し、本日、落成式を迎えることを心からお喜び申し上げます。

祝辞も、この予定表を見ますと、最後のようでございますし、後の披露宴で申し上げることかもしれません。が、長官のごあいさつ、それから、もう一つは、前の長官であらせられ、現在、最高裁の判事をなさつておられます栗本判事さんのお顔を見まして、ちよつと、祝辞を堅苦しくしないで、柔らかくしてみたいという気持になりました。正式の祝辞を持って参つておりますが、最後でございますから、お許しをお願いいたします。

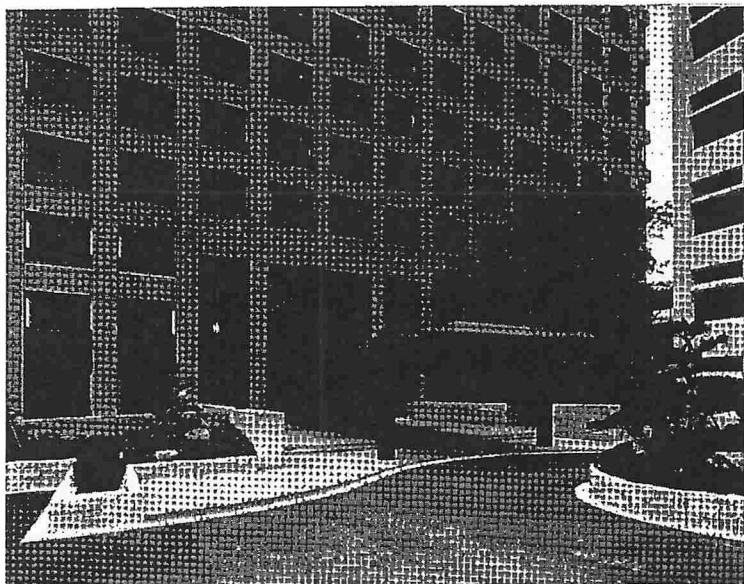
先日、皇室の方で、園遊会の催しがありますて、私もそれに参加いたしまして、偶然、その席で、栗本判事さんにお目にかかりましたところ、私のことを覚えていてくださいまして、「新庁舎の完成につきまして、ござつかいになりました」という感謝のお言葉を承つて、非常に、私、感激したんでございます。考えてみると、私が市長に就任したその直後に、栗本前長官がおいでいただきまして、新庁舎移転について、いろいろとお話をございました。さきほどの長官のあいさつにもございましたけれども、主として、あそこは公園になりますので、公園をつぶして、新庁舎を造るということには、かなり内部的にも反対がございました。当時の栗本長官は、非常に謙虚に、私に、「ぜひそのことに協力してほしい」というお言葉がありまして、私も若干は努力をいたしました。やはり、長官の御熱意が私を動かしたんだと思うのでございますが、いろいろな

反対をなだめました。それから、もう六年たつわけでございますが、その時、栗本長官にも申し上げたんすけれども、公園をつぶすから、なんとかして、緑いっぱいの新庁舎を造っていただきたいとか、ずいぶん失礼なことを申し上げました。結果的には、赤れんがの、さきほどからみなさんがおっしゃつておられますように、外観もすばらしい建物になりましたし、特に、一、二御指摘がありましたように、緑がいっぱいで、この付近にふさわしい、公園の中の新庁舎という感じになりました。このことを私も非常にうれしく思つております。

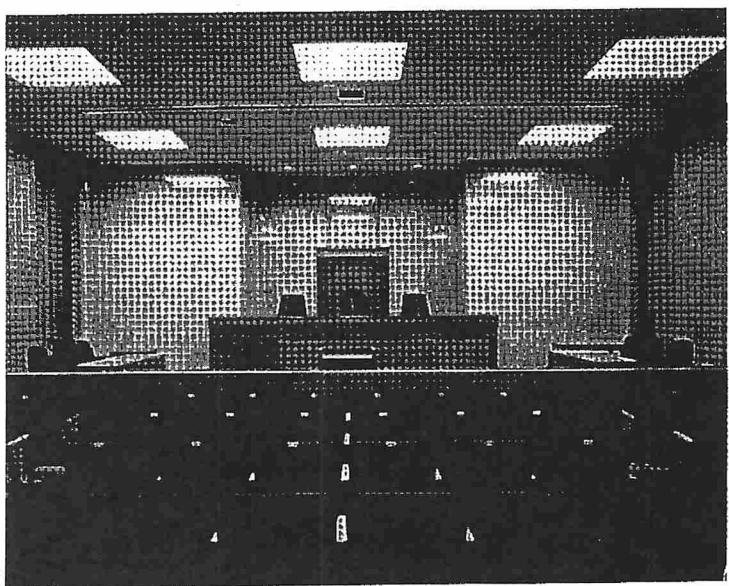
いろいろかがつておりますと、外だけではなく、内部的にも非常にすばらしい機能を備えていることを承りました。私も、若干、この移転につきましては、関係いたしておりましたので、ほんとに心からお祝いを申し上げたいという気持ちでいっぱいです。

さきほど、知事さんからもお話をありましたが、旧庁舎につきましては、なんとかして国の文化財の指定を受けまして、名古屋の誇りの一つにするように、壊さないで、そのまま残しておくという方針で、今、一生懸命、関係当局に交渉をいたしております。私は、新庁舎とともに旧庁舎も名古屋の誇りにしていきたいと思っております。

大変粗辞を申し上げましたが、新庁舎の落成を心からお祝いを申し上げまして、私の祝辞に替えていただきます。



北玄関



大合議法廷

名古屋裁判所庁舎

竣工に際して

栗本一夫

この度、名古屋裁判所庁舎が竣工した。まことに慶祝に堪えず、心から喜ばしいことと思う。

ついては、名古屋裁判所の職員としては、この建築の経費が国民の血税によって賄われていることに思を致し、國家、国民の期待を肝に銘じ、心を新たにして、その職責に精進するよう心掛けるべきであると思う。

なお、私は、名古屋高裁長官として昭和四八年三月から同五年五月まで、その地位にあったので、今回の庁舎竣工については、深い感概なきをえないものであるが、私が最も苦労したのは、（今となつては、なつかしい思出ではあるが）敷地の獲得と庁舎の基本設計とであった。

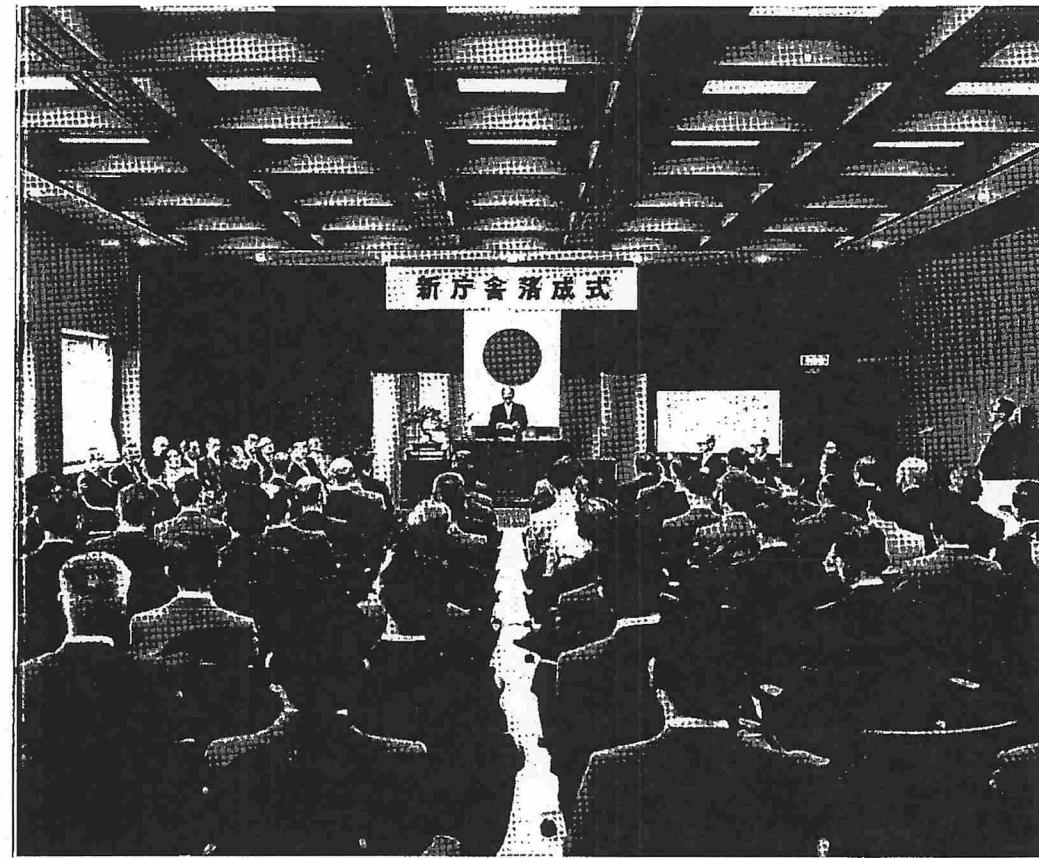
私が赴任した当時までは、前任者内藤頼博氏が敷地として名城東小公園に着目して、その獲得に鋭意努力を傾注しておられたが、種々の事由から、その実現は困難な状況にあつた。そこで、私としては、最善の策がとりえなければ

次善の策として、名城西小公園敷地獲得に乗り出し、県知事、市長の御理解あるお計りもあって、それが実現したのである。

改めて、当時の桑原幹根知事、本山政雄市長その他関係府舎設計については、中部地建の方々に非常なお世話願つたのであるが、基本的な設計、構造等については私も参画したので、その思出も深い。

大体において成功したと思っているが、果してそうかどうかは、今後、時が解決してくれると思う。

以上、求めに応じて一筆認めた次第であるが、重ねて名古屋裁判所職員各位の職務御精勤と御健康をお祈りして筆をおくこととする。



大会議室（式典は6月2日）

新庁舎落成にあたり

高澤新七

私たちが久しく待ち望んでいた名古屋高等地方・簡易裁判所合同新庁舎は、去る三月十五日巨額の国費と三年八か月の歳月をかけて多くの人々の英知と技術を集めた結果、見事に完成し、同日から執務に入っています。大正期の洋風建造物の傑作の一つといわれている旧庁舎は、青いドームと煉瓦の色が美しい建物ですが、竣工以来五十五年を経て、さすがに老朽、陥れ化し、雨の日、バケツに落ちる水の音を聞きながら何回も開いた新官工事に関する会議の様子もやがてなつかしい思い出になろうとしています。

新庁舎は、名城郭内という極めて自然環境に恵まれた位置に建ち、緑の樹々に囲まれて煉瓦調の壁面がユニークで重厚な光彩を放つております。

地下二階地上十二階に及ぶ鉄骨筋コンク

リート造りの庁舎は近代的諸設備を完備し、旧庁舎時代常に不安を抱いていた地震等災害に対する安全性も十分に確保されています。

法廷棟、事務棟とも、機能性に富み、かつ気品と風格を備えており、まさに「法の城」と呼ぶにふさわしい庁舎になりました。

このような素晴らしい庁舎ができるがたのは、最高裁判所はじめ各関係機関や数多くの方が、この裁判所の重要性について深く認識され、みなみならぬ努力、ご尽力を賜った結果であり、誠に感謝に堪えません。

おかげで物理的に快適な職場環境はできたわけであります。さらに職員間の相互理解を深め、また、名城郭内官庁団地の一員として早く新しい環境に順応調和し、精神的な面でも良い環境を作り、裁判所の使命である適正迅速な裁判の実現のため創意と工夫をこら

新 庁 舎 に 思 う

三 和 田 大 士

われわれは、さきごろ、旧庁舎をあとにしました。同庁舎は古くはあつても風格がある。これを去るにあたって、しみじみ、その結構を

かえりみ、創建当時の人々の苦労や見識と、ここに職を率してきた先人達のこととを、追憶したものである。

待望成った新庁舎は近代的建築のよさを、なえ堂々としていて、まことに、中京に位置する法衙たるに恥じない。あたかも、名城を背に、官公署区域に、重厚なすがたを見せ、この一廊にしめくくりをつける感がある。その外壁のレンガ色も周囲の緑に和し、今は植えたばかりの植込みもやがて生長すれば一段の映えを見せることがある。

この建物は、附近はもとより、かなり遠くからも望み見られ、いわば、これから裁判所を徵表するごとく、人々に大きな安らぎを与えることであろう。英國では、裁判所が教

会とともに市民の道標となっているときかされたことが想いあわされる。

内部は、大中小の法廷、会議室、裁判官室、事務室等、機能的で明るく眺望もきく多くの室と、これらに附属する近代的諸設備とが、とのえられ、有難い執務環境をつくってくれている。

かくて、まさに、新しい革袋はできた。これからは、新しい芳醇な酒が盛られなければならぬ。そこには、悲喜交々の国民感情が淨化される雰囲気がある。それは、まさに、平和の殿堂である。そしてまた、広い意味で、眞摯な「たたかい」の場である。温にして厳。一度これに入れば、自然、襟を正す気持が醸される。これこそが、裁判所建築のあるべき特性を表現するものであろう。

また、思ふに、裁判所ほど閑遠な言論が行

われる。

(名古屋地方裁判所長)

この、公正を主とする聖域は、みなで守りおせなければならない。建物内外の静謐は特に大切にしたいものである。

ちなみにいえば、裁判官は、職務柄、その行うところ、いわば、深くも浅くも耕やすらるもの、ともとられるが、それだけに、つよく、自律が要請されることは当然である。さる人は、古く明治憲法下では、菊の御紋章が世上多分に影響をもつたが、今日では、法廷に臨む裁判官の赤裸々な誓情、活動、力量こそが、國民の瞻目し、信赖を寄せるよりどころとなる旨、指摘される。それは、いわゆる弁護人抜き裁判の動きの中で裁判所側に対しても希望を披瀝される趣旨のものであるにせよ、われわれの胸を、はたと打つものである。

そして、このことは、職員一般にも、概して同様に、いわれうるところであり、この際おたがいの自省としたい。

人の歴史とならんで、少なくも半世紀位は生き、その間、多くの人々に愛され、また、これがはぐくんでゆくことであろう。そして、いつの日まで懶懶をかりたてくれるであろう。ここに足入れしたわれわれは、けだし幸福である。永く生きよ、この新庁舎。それに入り来る後人のことをも思うて、この稿をおわる。

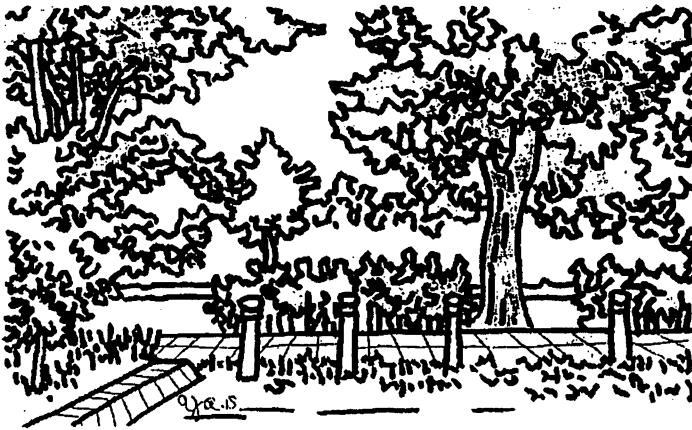
し、それぞれの職場でベストを尽くし、国民の信頼に応えたいのです。

屋上高く国旗がひるがえるこの庁舎は、私どもの日常執務する重要な職場であり、かつ、國民全體の貴重な財産でもあります。各種の設備の効率を維持増進させるため、専門職員を中心日に夜その点検整備に努めておりますが、なんとしても、この建物と設備を将来何十年にもわたって今と同じように美しく完全な姿で守っていきたいものであり、そのためには日常使用する全職員のそれに対する深い愛情と心遣いが何よりも大切なことと思います。歴史的なこの落成に際し、幸いにもここに勤務し得た私たちはそれにふさわしい良い基礎を築いてゆこうではありませんか。

(名古屋地方裁判所長)

新 庁 舎 の 敷 地

内 藤 賴 博



新庁舎の敷地の問題とは、私もずいぶん古い因縁がある。

たしか私が最高裁の事務次長をしていたときのことだから、昭和三四一五年頃のことかと思う。名古屋の高裁の庁舎は、門前の道が狭くて、将来新庁舎を作るときは、あそこで困るという話で、新しい敷地の候補を見たことがある。そのとき見たのは、拘置所の東にある通産局跡地で、広い道路に面していることは申し分ないのであるが、敷地としては手狭まな感じであった。

その後、一〇年を経て、昭和四五年、私は名古屋高裁に勤務することになった。その間に新しい庁舎の敷地がいろいろ検討されていて、私が着任した当時は、税務大学研修所が使っている敷地ではどうか、ということであった。その土地は城郭内にあって、地形も悪くない。ただ、何となく胸の感じで、裁判所の場所としては必ずしもふさわしいとはいえない、まだ、当時は、まだいつ空くのかも

判らないというような話であった。

裁判所の敷地にふさわしい土地はないかと、あれこれ考えてみたが、郊内ではすでに県警ができ、中日新聞社もできて、今では東小公園か西小公園の土地以外に適当どころはない。公園をつぶすということは、もちろん大へん困難なことに違いない。しかし、その困難を避けていたのではなく、現在の裁判所の敷地を代替の公園敷地に提供することで、何とかならないものだらうか……。

とはいっても、着任して間もない私には、名古屋の事情は判らない。そこで、まず当時の弁護士会長の高橋さんと打ち明けた。実は裁判所の敷地に東小公園の土地がほしいと思うがどうでしよう。応援して頂けますか、と持ちかけた。高橋さんは、即座に、いいでしよう、応援しましよう、といわれた。私は、まさに百万の味方を得た感がした。

早速、高橋会長と一緒に桑原県知事を訪ねた。桑原さんは、令兄の龍興氏が判事で、

私も若い頃おせわになった方。その令弟として裁判所に対してもかねがね深い理解を示されている。

「外国の都会では、どこでも一ぱんいい場

所に裁判所があると思いますが……」と切り出されると、桑原さんもよくご承知で、全くその通りだといわれる。それに力を得て、東小公園の土地を裁判所の敷地に、とお願いした。高橋さんの口添えもあって、桑原さんも、何と何とか考えようとして下さった。

次いで、杉戸市長、やはり高橋さんとご同道を願って訪ねる。杉戸さんも、難かしいが何とか考えようと、好意的な返事をされた。

当時の東海財務局長は辻嶽一氏。辻さんは、

という繩故がある。早速訪ねてお力添えを願った。高橋会長は、早速、弁護士会の中に錆々たるメンバーの委員会を作られ、敷地獲得のための強力な陣容を固められた。

当時の最高裁は、事務総長が吉田豊君で、かつて經理局長として名古屋の高裁の敷地についてはかねがね心配していた人。また、經理局長の大内恒夫君。前の名古屋高裁事務局長で、名古屋の事情は知りつくしている。

地元と最高裁にこれだけの頼ぶれが揃つてゐる以上、これなら何とかやれる。いや、この際にこそ何とかしなければならないと、覚悟の程をきわめたのであった。

それから、高裁事務局長の浅香恒久君、弁護士会長の高橋さんがそれぞれに中心となつて、建設省、県、市の各当局との手の手の攻撃をかけた。弁護士会の委員の方々も、それそれに積極的に協力して下さった。

あれは、昭和四七年のことであつたろうか。

憲法週間の視察に出られた最高裁の色川・岡原兩裁判官が、たまたま名古屋で落ち合われることになった。この機会すべからずと、両裁判官の歓迎会に桑原知事と杉戸市長も招きして、両裁判官から直接知事と市長に敷地のことをよく頼んで頂いた。これも大きな力になつた。

その後、市長の改選があつて、市長が杉戸さんから本山さんになつた。そして、間もなく、昭和四八年三月に私は定年で退官し名古屋を去了。これからがいよいよ難かしいという段階で、その仕事から離れるということである。もしこれが民間だったら到底許されることはあるまい。「役人」というものは全く不思議なものである。

そのあと、後任の長官の栗本一夫君、そして、引き続いて事務局長の職にあった浅香君等が、西小公園の土地に敷地を獲得し、庁舎新築の緒をつけるに到るまでの努力は、どんなに大へんだったろう。その苦心はほんとうに並大抵のものではなかつたであろうと推察される。

幸いに本山新市長も裁判所の事情をよく理解して下さった。とくに、市の建設清掃部会で裁判所の敷地のために公園の移転問題が議せられたときには、自民・社会・民社・公明共産の五党全員の一致で可決されたときだ。こんなに嬉しいことはない。司法のことは、まさにかくあらねばならない。これは、全く各方面で裁判所のために支援を惜しまれなかつた方々のお蔭である。名古屋の新庁舎の礎石は、まさにこのとき、立派に築かれたのである。

いよいよ今日を迎えた新しい庁舎の落成に、私も一しおの感慨を禁じ得ない。

おせわになつた皆さま方、ほんとうに有難うございました。

(弁護士・元名古屋高裁長官)

新 庁 舎 建 設 委 員 会 で の

協 議 あ れ こ れ

井 上 正 弘

新庁舎の建設敷地が西公園に決まるとき、正式には新庁舎建設各庁間交渉委員会と称する約二十名で構成する組織が、昭和四十九年夏に作られた。メンバーは地裁所長、高・地裁の民事上、次席判事、名簡上席判事の私高、地裁民刑首、次席書記官、高裁事務局、会計課、管轄係等であった。その目的は各委員が協力して、建設せられる庁舎を考え、重要な事項について方針を決定することであった。

委員会の名前から想像される各庁間の折衝はあるにはあつたが、それが本旨ではなかつた。

なお各種の立案と実行は、高裁事務局、会計課がその中心となつことは言うまでもない。

委員会で初めて検討されたことは、庁舎の正面玄関を南にするか、北にするかであった。

の色にははだくなかった。管轄関係者は市内の多くの建物を調査したようであり、私達も登退庁の際に注意した。白や灰白色は有りふれて興味がなく、年月の経過につれて汚れが目立つようになる。委員会で種々意見交換の結果、旧庁舎の煉瓦色に近いものにしたいといふことに考へが一致した。

後日、仕上げられた幾種類かの見本のタイルを見て、本物の煉瓦色とは少し違うと思つたが、全く同じものを期待するは無理であり、その見本の内から選び出すことにした。然しテーブル上の小さな物では余り参考にならないので、庁舎本体が出来た頃、それぐらはあったが、近頃は増加しているようであつて、丸の内官庁街では一偉彩を放つている。弁護士会館のタイルの色との関係は、結果的にはお互に相手の色を引立てるような配合になつて良かつたと思う。建物ばかりでなくその他も、このようにありたいと願うのは、裁判官から弁護士になつたばかりの私だけの気持ではないだろう。

事務棟の部屋割り、使用目的、法廷の数、

容易には決まらなかつた。大阪へ見に行つたこともあるが、結局、東西に分割する案を探用し、庁舎の北側に弁護士会館が建つので、法廷棟を西側に事務棟を東側にすることになった。

然しこの両案のいずれが真に妥当であるか

と記憶している。名古屋城に向い、北側の大通りを表にするとの意見が初めは多かつたようであるが、後で南側を正面にすることになった。北側は東行き車線から入り難く、そこには高速道路が計画されているということもあるたし、付近の官庁は皆、南の道路に向して玄関を取っていること等もその理由であった。

次の問題は、事務室部分と法廷部分の配置について、第一点は、事務棟と法廷棟を各別個の建物にしてこれを渡り廊下で結ぶか、一個の建物内に収容するか、であつたが、これは簡単に後者に決定した。第二点は、兩者を同一の建物に収容するにしても、その配置をどうするかであった。即ち法廷を上に、事務室を下にする（札幌方式）か、あるいは東西に分割する（大阪方式）かであつて、これは

これを使用する部、係の割当等も委員会で協議したが、その階層が割当てられた裁判所に委されたものもある。使用する机、椅子の形、大きさ、色、事務室や法廷の壁紙等、見本を見比べながら協議した。

庁舎内事務室の間取りも事務の運営方法により影響される。そこで新庁舎に移るのを転機として、民事事件の受付センターの構想が取り上げられた。これは地裁と名簡の民事事件の受付を統合して地階の一室で取扱うという考え方である。これは理論的には一応筋が通つており、殊に外来者にとっては便利なので十分に考慮の余地があり、大阪ではこのようになっていた。この問題は地裁、簡裁の問題なので、関係委員の間で協議した。この方法は前記の大きな利点はあるが、簡裁は訟廷係を二分して民事係をセンターに入れ、民事係が刑事係より多いので訟廷管理官もセンターに移ることになり、この人達は地裁の訟廷課員、訟廷管理官と同居して、事实上は上級者の地裁の訟廷管理官の指揮下に入るようになるとになって、仕事がやり辛くはないか、残された訟廷刑事係の指導監督、簡裁全體としての指導監督等の処理に問題が残り、且つ、大阪の簡裁の訟廷管理官の経験談等も参考にして、遂にこの案に同意することができなかつた。然し研究すべき課題である。

新庁舎のうちで、庁舎完成まで継続して委員会をしていたのは、高裁事務局長加藤義則氏と私だけである。加藤氏が終りまで建設の中心であったことはその地位職責上当然のこととはいえ、その辛勞は恐らく筆舌に尽し難いものであり、その功績は大きい。私は新庁舎に移転する一ヶ月余前に退職した。庁舎完成時期が延びたためにその住人となることができなかつたのである。

地下鉄市役所駅の南口を出ると、直ぐ裁判所が見えて、近いなあと思う。ところが歩くに従つて段々遠ざかって行くのは不思議である。

委員会のうちで、庁舎完成まで継続して委員会をしていたのは、高裁事務局長加藤義則氏と私だけである。加藤氏が終りまで建設の中心であったことはその地位職責上当然のこととはいえ、その辛勞は恐らく筆舌に尽し難いものであり、その功績は大きい。私は新庁舎に移転する一ヶ月余前に退職した。庁舎完成時期が延びたためにその住人となることができなかつたのである。

新序舍所感

る。裁判所まで約八分。その間の歩道の左の車道側には大きな並木がある。右側には公園があり、石垣に土盛りした芝生があつて、そこに四月は桜、五月初めは「つつじ」の花が咲き、五月中、下旬には「うつぎ」の花の芳香が漂い、夏には「きょううちくどう」の花が咲く。通る車も少ない。名古屋市内の中でも美しい。

名駅近くにある事務所のビルからは、名古屋市街を一望の下に見渡すことができる。雑多な建物が数限りなく連なって四方に広がっている。その市街地の果てる向うに、尾張三河の山々が見え、天気の好的日には遥か彼方に恵那山や御岳山までも望見することができる。私は、仕事の合間に飽かず此の景色を眺める。そして自を北東に転ぶると、裁判所の新庁舎が群抜いて聳え立っているのが見

かに内藤長官の折衝振りに感動していののみであった。勿論、当時の浅香高裁事務局長や鳥居高裁会計課長はその下捲えや関係官庁の担当者等との交渉に頭を悩ませながら毎日奮闘していた。そのような努力を重ねるうちに関係官庁も当方の熱意と真剣さに動かされ漸次此方を向いてくれるようになり、事態が好転し、遂に西公園用地ならばといふところ

しかし、内藤長官は飽くまでも東公園用地を自指して努力を重ねられていたが、その結果をみないうちに定年退官され、その後は要本一夫長官が引継がれ、同長官の決断により西公園用地ということで落着した。

このようにして新居舎は見事に出来上った。直ぐに法廷も裁判官室も見せて貰つた。その立派さに目を見張る思いであつた。裁判官室は、[REDACTED]であり、広いスペース、重厚な机と椅子、やわらかい床ゆつたりと落ち着いたまことに結構な雰囲気である。隣りには別室もある。裁判官の執務室には

伊藤淳吉

掘を距て、緑育の名古屋城に向い合って、その偉容を誇っている。見事な眺めである。新庁舎は、此の上ない好い環境の地に建てられ、場所柄も規模も、司法の殿堂として申分のないものである。

このよう立派な庁舎が建てられるまでには、敷地の取得、建物の建築について、裁判所関係の多くの人々の非常な努力があったこと

務室として自分のないように見える。

ここで、私の経験した旧庁舎における裁判官室の模様を記載しておくのも一つの記録であろう。私が初めて名古屋地裁へ赴任して来たのは昭和一八年であった。それから昭和四八年までの長い間（その間短期間他へ転出したが）旧庁舎に蟠踞し続け、私の裁判官生活は旧庁舎で終始した。

うような余裕はなく、二か部ぐらいいあつ同居し、それも月水金開廷組と火木土開廷組とが交替で使用した。裁判長は抽斗のある机を使っていたが、陪席判事は長方形のテーブルを一個充てがわれて、それを右と左から向い合つて共用していた。椅子は肘掛けのない木製の組末なものであった。テーブルには抽斗がないので、退席時には毎回錠箱や六法全書などの如き私物は一切部屋の隅に設置してあるザックス（現在、駅にある一時預けのザックスの如きもの）に藏つて帰つた。非開廷日に裁判所へ行つても、昨日自分が坐つていた席は他の組の裁判官が坐つているので、自分の坐る場所もないという有様であつた。

しい歩道の一つで、ここを歩くのは楽しい。キャッスルホテルからお灘端を歩いてくると、灘を前にした裁判所が見える。余り近寄らずに、弁護士会館の白い塔屋が樹間に隠れ、新居の西壁に午後の陽光が当つている情景は絶にしたい程である。裁判所は良い所に出来たと思う。(弁護士・前名古屋裁判所上席判事)

藤原博高執務官の卓抜な着想と不撓の熱意を憶わざるを得ない。

当初、新庁舎を建てるについての最大の問題は敷地の選定と獲得であった。現地に新庁舎を建てることは、建物の高さの制限その他の面に問題があつて、不適当であり、他に敷地を求めるにすれば、恰好な土地は城内であるが、城内も殆ど全部に官庁等が建てられてしまっていた。ただ僅かに、東西の両公園用地が保存されていて、若し城内で敷地を得ようとするならば、両公園用地の何れかの転用を図ることが、残されていた唯一の途であつた。そこでその取得のために関係官庁に意向を打診してみたのであるが、にぶもなく断られて鉄壁の如きものであつたため、一時は断念せざるを得なかつた状態にあつたのである。

そのような時に、内閣総理大臣が新たに着任され

た。そして直ちに新庁舎の敷地問題に取り組まれ、諸般の事情を判断された結果、東公園用地を最適地としてその取得を決意されて県市等の関係諸官厅との折衝を開始された。種々のルートを辿られた外に、当時の桑原知事や杉元市長等にも何回となく直接会見して交渉に当たられた。私もそのうち何回かお伴をした。私は何の役にも立たず、ただ地裁所長という役目柄で隨いて行つたに過ぎず、密

する判事室に昭和三九年まで六年間も坐っていた。裁判官だけでも大勢であるのに、司法修習生も數名同居しており、そのうえ、常に訴訟関係者が出入りするし、傍らでは和解勧告をしている裁判官もあって、部屋中賑やかさを通り越して騒々しい極みであった。しかしそんな中でも、それこそ口角炎を飛ばして何かとよく議論をした。隣りの部の議論にまつて、

咲かせた。生々として活氣に溢れ、愉快な日々で、部屋の好くないことは一向苦にもならなかつた。

だが、それは一つの記録であつて、矢張裁判官室は新居舎の如く結構であるのが望ましいことである。このよきな部屋で閑かに沈黙し執務される現在の裁判官に羨望を感じざるを得ない。

ただ一つ、隠を得て蜀を望むことが許されるならば、裁判は畢竟俗事の処理であり、裁判官も余りに自己的法城に立て籠つて閉鎖主義に陥つてしまふことは探らないところである。国民との触れ合い、裁判官同士のコミュニケーションにも心ざされることを希びたい。

雜記などを記しましたが、新居舎の建築費はそれに関係した者の一人として喜びに堪えません。落成を心からお祝いいたします。

俯瞰五句

戸塚笙子

(名古屋地裁判事)

桐の花も榮枯の翳り 庁舎跡

名城の桜にいやす裁きかな

生涯を燃やす新屋や芽木の天

ここにしてつわもの偲ぶ樺樹若葉

控訴院跡をのぞめば風かおる



新庁舎の落成を聞知して

浅香恒久

待望久しきた名古屋高等、地方、簡易裁判所合同庁舎が落成し、昭和五年三月一四日、あの懐かしい赤レンガの旧庁舎から近代的な新庁舎への移転を終えたことを、当夜の電話で聞知した。昭和四年四月から四年間、高裁事務局に勤務し、歴代長官のご指導のもとに、最高裁経理局と緊密な協議をなしつつ、新庁舎の敷地の選定獲得のため、会計課の職員とともに奔走して来た私は、深い感慨を覚えないではいられなかつた。

思えば、庁舎の新築、その前提としての新敷地の選定獲得は、当時の名古屋の裁判所にとって最大かつ緊急の課題であり、中部地方における司法の殿堂のあるべき場所としてふさわしいところにそれによさわしい立派な庁舎を新設したい、というのが関係者の願いであつた。現地改築にさまざまな難点があつた

ところから、新敷地の選定獲得に力が注がれ、右の観点からます着目したのが名城郭内東小公園であった。当然のことながら、裁判所の移転は、旧庁舎敷地内に会館を有する名古屋弁護士会をはじめとして、各方面に多大の影響を及ぼすことからあり、また、市が公園用地として國から無償貸与を受けていた東小公園の公園指定を解除して庁舎敷地とするためには、名古屋市、愛知県、東海財務局等の協力を得ることが不可欠であった。

そこで、まず裁判所の東小公園移転について弁護士会の賛同を得、次いで裁判所と弁護士会が一体となって県、市に対し協力を要請した。長官と地裁所長が自ら出向いて直接知事、市長に要請したことと一再ではなく、私と会計課長が市、県、財務局の事務担当者ともに足を運んで交渉した回数は、まさ

に「お百度参り」というふさわしい程度であった。県、市のトップ、特に知事は協力的であつたが、担当者、特に市の担当者の意向は極めてきびしく、それには次のような背景ないし事情があった。すなわち、

第一に、戦後間もない市が名城郭内を官公庁施設の区域とする計画を立案し、裁判所に対しその区域内に移転するよう呼びかけたが、当時はまだ戦災で焼失した地の庁舎新営が急務とされ、名古屋の庁舎の新営は考慮されていなかつたため、右呼びかけに対し裁判所が消極的态度を示した経緯があつた様子である。「裁判所は、誘った時には来るで、今になって公園として残されているところに来たい」というが、「勝手過ぎるではないか」という言葉は、市の担当者から何回とも聞くかされた誠に耳の痛い言葉であった。第二に、公園の廢止は、都市の公園緑地の整備拡充を目指す建設省の公園行政及び市の都市計画の理念に反するという事情があった。第三に、東小公園の廢止は、それを屋休みの運動の場に利用している周辺官庁の職員の反対を惹起するおそれが強かった。第四に、裁判所の移転について、裁判所周辺の住民から反対の声が挙がるおそれもあった。要するに、裁判所の移転問題は、市にとっては、得るところが少なく、これに着手すれば厄介な問題を背負うことになりかねない事業であったの

である。

右のような状況であつたため、新敷地獲得運動は、難行を極めた。第一の従前の経緯については、平身低頭し、ひたすら現実の窮状を訴えて懇願するはかなかつた。第二の点は、裁判所の希望なし必要性と建設省の公園行政及び市の都市計画との衝突する困難な問題であつた。つまり、裁判所の立場からは、裁判所の庁舎を本来それがあるべき官庁街の中に新設することは、ひとり裁判所のためだけではなく、裁判所の利用者である市民、県民のためにも好ましく、また、市の都市計画を損なうものではない、と思われたが、建設省及び市の担当者の立場は、都市計画上の觀点からして、公園の減少自体が好ましくないのみならず、官庁街の中に適正に配置した小公園、ことに利用者の多い東小公園を廢止することは極力避けたい、というものであり、右の立場にも合理性があつて、いわば正対正が激突する様相を呈し、その間の調整は困難を極めた。この問題は、地元だけでは解決できず、最高裁經理局と建設省との間でも折衝がなされ、事務總局の首脳が建設省の首脳と話し合う事態まで生じた。どのようにして、各段階で各方面との折衝を重ね、東小公園を廢止して旧庁舎跡地を代替の公園とする方針が固まり、官庁街職員の屋の運動の場についても代替の措置が検討され、昭和四七年の終り

ころには、東小公園を廢止して新敷地となし得る見込みが生じ、昭和四八年度に新官のための調査費が予算計上された。

その後、名古屋市長の交替があり、そのころから前記第三の問題が表面化し、官庁街の職員組合の代表が裁判所に来て東小公園廢止に反対の意向を表明し、市議会においても裁判所の移転問題を取りあげられ、遂に市の首脳から、東小公園の廢止には応じ難いとの内意が示されるに至った。このことは、東小公園への移転を夢みて努力を傾注して来た私達にとって大きな衝撃であったが、新しい状勢をふまえて検討した結果、見込みのなくなつた東小公園に執着しないで西小公園に的を絞つて運動を推進する方針が確立された。

そこで、再び弁護士会と交渉して西小公園への移転についてその賛同を得、改めて、長官と地裁所長が県、市に赴いて西小公園への移転を要請した。その後の折衝は、東小公園当時程困難ではなかつたが、容易という程遠い状況であった。このようにして、漸く西小公園への移転につき市、県、財務局の了解が得られ、都市計画公園変更の原案が市の建設潜部会に提出される運びとなつた。私は、即日全員一致で了承されるものと期待していたが、前記第四の問題が生じ、市議会・議員から市民の反対を理由に慎重論が唱えられ、右案件は繼續審議となつた。そこで、弁

護士会と協力し、市議会各党に実情を説明して協力を要請するとともに、反対住民の集会に出席し、現地改築の困難なゆえんを説明して反対運動の鎮静に努力した。その結果、案件は間もなく全員一致で了承され、市はこれを県に提出した。県での審議は順調で、速やかに知事決定の告示がなされ、昭和四九年二月建設大臣の認可が降りた。

新庁舎の敷地が西小公園に決まるまでの経緯の概要は、以上のとおりであるが、それまでは、乏しい文才をもつては、到底表わし尽せない、実に数多くの英知と努力が結集されたのであり、またその間、立場の相異から意見や利害の衝突を経て緊迫した局面が展開されたことも度々であった。私は、この難事業に関与したことは忘れ難く、それ後も折りにふれ、関係者の努力により新嘗のための設計計画、それに続く工事の施行が順調に進行していることを聞き、ひそかに

相思から意見や利害の衝突を経て緊迫した局面が展開されたことも度々であった。私は、この拙文をつづった次第である。

(東京高裁判事・元名古屋高裁事務局長)

外堀から丸の内へ

加藤義則

新庁舎がやつとできた。待ち望んでいた名古屋に新しい庁舎が……。

それは、けわしい山にいどみ、疲労困ぱいの末山頂にたどりついたときの感概、いや、それもまして、長い長い旅路の果てに、目的地にたどりついたときの感慨にも似たものになるのでしょうか。そんな思いが脳裡をかすめます。

新庁舎は、昭和五〇年七月二六日着工し、

昭和五四年六月二日の落成式まで約四年間を費やし、その間、関係者の多くの方々の心血を注ぐ努力によって完成をみたものであります。現地新舎と異なり、名古屋の場合、あたらしい庁舎地を他に求めざるをえなかつたことから、敷地確保の段階で関係者の方々が、庁舎建設にしまして、きびしい陣痛の苦しみに見舞われたことを、私共は忘れてはなりません。

それは、まさに、この時期になつて、名古屋城の外堀から丸の内の城郭内に歩を進め、そこに居をかまえようとする者にとって、宿

命ともいえる試練であり、随にも似たものであつたと思われるのです。

今、名城郭内の新緑に映える新庁舎をみると、つけ、これまでの長い道のりで出会つた、いろいろなできごと、そのさいの関係者の御苦勞を思い出し、感謝の念を禁じえません。

以下、新庁舎建設までにたどつた道のりと新庁舎建設にあつての思い出深い点を書き綴つてみました。

新庁舎敷地の確保まで

新庁舎建設の計画は、時期としては、昭和三〇年代の終りに端を発し、その敷地について、通産局跡地（現拘置所北東）、聖霊学園（現県警本部庁舎所在地）などが候補地として挙げられましたが、色々な条件が然りません。そのまま見送られ、自然消滅の形で推移しました。その後、昭和四三年になって、裁判所側で候補地に選んだのが、名城東小公園でした。そのさい、候補地として、ほかに挙げられたのが名城西小公園（現新庁舎敷地）、税務大学

研修所敷地などでした。当時の長官、所長、高裁事務局長は、名城東小公園について、精力的に、県、市、財務、建設の各当局と折衝されました。そのさい、裁判所が過去にとつた態度で非難をうけたのは、「かつて戦後もない頃、名古屋市は、名城郭内に官庁街をつくる計画を立案し、裁判所にも移転するよう再三呼びかけたが、裁判所は誠意を示さなかつた。さそつたときにこないで、今になつて公園として整備されたところに乗り入れると、いうことは、あまりにも身勝手過ぎるではないか」ということでした。だしかに、当時は、名城郭内の官庁街もほぼ整備され、名古屋市にある官庁はほとんど名城郭内に移転を終え、裁判所が移転するのは、最終列車に乗り込むことができるかどうか、の漸々ぎわに立たされた時点でありました。敷地確保についても、関係係相互に利害得失が複雑にからみ合い、一進一退で、果たして敷地が確保できることのかどうか、全く予断を許さない状況であった。この敷地確保のいきさつは、当時の関係者の方々が執筆されておりますので、そこに譲らせて頂きます。

今、ふり返ってみますと、その時代、すなわち、昭和四三年頃から四九年春までは、新庁舎建設のための適地をどこに求めるかで東奔西走し、さらに、立地条件として、外堀のさい、候補地として、ほかに挙げられたのが名城西小公園（現新庁舎敷地）、税務大学

進めるための基礎がためができた時期にあたり、私共は、当時の裁判所内部の関係者の御苦労をしのび、関係各局の御理解と御支援について、あらためて感謝と敬意の念を抱かずにはおられません。

新庁舎建設にあたつて

私は、昭和四九年四月、名古屋高裁事務局に入り、前任者から事務の引継ぎをうけました。その当時の直面する問題は二点ありました。まず、西小公園（新庁舎敷地）について、國有財産東海地方審議会（以下国有審と略称）の承認を得て裁判所への所管換をうけること、つぎに、庁舎新設の基本設計を早急に確立すること、がこれであります。国有審については、その事前準備として、敷地に関するこれまでの集大成をすることが必要となりました。裁判所の現地新官の困難性、西小公園への移転の必要性、妥当性、弁護士会館併置の必要性、公園廢止に伴う代替公園用地の有無、裁判所跡地の利用計画、その他裁判所移転に伴ういろいろな問題が検討整備され、同年一二月の国有審で承認され、翌五〇年六月大蔵省から裁判所所管の行政財産として所管換をうけ、ここに新庁舎敷地所管換の最終手続は完結し、名城西小公園は、裁判所新営用地として、名実ともに裁判所のものになつたわけです。これと平行して進められたのが、新庁舎

の訴訟処理はどうするか、などと要するに、裁判所の機能と管理を物的な面で容易にし、同時にこれと名城郭内の特殊な立地条件に調和時にこれを名城郭内の特殊な立地条件に調和したエレベーションの建物にまとめ上げることが重点でした。そのさい参考されたのが大阪、札幌の新居舎でした。大阪方式は、建物の東西を三つに割り、南面（正面）を事務棟、中間をコアー部分（洗面所、便所、階段等）¹、北面を法廷棟とし、建物正面からみて事務棟と法廷棟を前後に結びつける二棟索を採用し、札幌方式は一棟の建物の最上層部に法廷棟を、その下に事務室を置く一枚横割り方式を採用しております。階高の異なる事務棟と法廷棟を結びつける場合、その接点で階高を調整する必要があります。その調整面積が広ければ広いほど調整のための助縫は複雑になります。また、法廷を最上層階に置くことは、階高調整の問題は起きないにしても、関係者は常にエレベーターを利用して上下動線を往復することになり、動線の集中化の問題と、法廷を最上層に持つことにより管理面で問題を抱えむことになります。結局、名古屋の場合、それぞれの長所をとり入れながらも別的方式、すなわち、南面（正面）からみて、右の事務棟と左の法廷棟を中央部分でドッキングさせる二棟ジョイント方式を採用することによって階高調整面積を少なくし、職員は、原則として、右側の事務棟から左側の

法廷棟に移動する横動線を主と
するようにし、事件関係者は、法廷棟のエレ
ベーターにより法廷に到達できる上下動線を
主とするよう動線の二分化をはかり、また、
機能、管理面から特に法廷を一階に設けるこ
とになりました。名古屋でこのような方式が
採用できたのは、法廷の数と事務室の数のバ
ランスがとれしており、一二階の事務棟と九階
の法廷棟が、四五メートルの高さで一致し
て一棟の建物としてコンパクトにまとめられた
ことが幸いしたといえましょう。この点は、
新庁舎に移り住んでみて、名古屋方式が他地区
と比較して、決して悪くなかったことを実感
し、自画自賛しているところでもあります。
その他、裁判官室と書記官室等の配置を原則
として [REDACTED] にしたこと、職員
と事件関係者の動線の分離をはかったこと、
管理、防災面から動線の一時的遮断をはかつ
たこと、などは名古屋だけでなく、最近の裁
判所新築で採用されているところですが、今
後の新築計画にあたっても踏襲されるべき点の
ようと思われます。なお、法廷の構造につい
て一言ふれておきたいと思います。新庁舎で
は、法廷が無窓となつておりますが、これは、
安全性確保のための構造設計の一つとして、
耐震性を持たせるため、窓のない耐震壁を設
けることが必要とされ、これと [REDACTED] の開
設、法廷の配列の問題をからめて検討され、

の基本設計でした。新庁舎は、設計監理が建設省中部地方建設局（以下「中部地建」と略称）に委任されておりましたので、裁判所は、ユーザーとして中部地建に要望を提出する立場でいろいろなおつきあいが始まったわけです。要望を出す第一段階でまずとまどつたのは、新庁舎敷地での建築について、いろいろな制約があることでした。建築基準法上の住居地域防火地域にあたるのを手始めとして、都市計画法、名古屋市風致地区内建築等規制条例による風致地区指定、特別の条件規制として名城郭内処理委員会の申し合わせ、などいろいろな規制があり、当時これではとても自由なのびのびした基本設計はむづかしいと危惧したものでした。建物の壁面線は敷地境界から一五メートル後退した地点に設け、それより前にも後にも動かせないこと、建ぺい率は風致地区指定の関係で三〇パーセントにならざること、敷地約九、九〇〇平方メートルに対し、裁判所はそのうち二五パーセント、弁護士会館は五パーセントにならざるをえないこと、都市計画公園（西小公園）を廃止したこと、及び名古屋城に直近の場所であることを考慮し、建物の外観、前庭、内庭を整備し、樹木遮蔽については、特に考慮を払い、都市の美観、環境の保全に万全を期すこと、など数えればきりのないほどの条件を基本設計においておりましたが、それが実現されませんでした。与えられた条件を

基本設計について

法廷と
との間に耐震壁が設けられたもので、やむをえないことといえましょう。これは、名古屋特有のものでなく、大阪、仙台等最近の裁判所の高層建築では宿命ともいえるものようです。

金匱要略

新庁舎について、裁判所側の要望を出すま
い、最後まで確信が持てず、今でもこれでよ
かったかどうか、ふと思い返すものに、新
庁舎の外壁構成とその色ぎめの問題がありま
す。裁判所の建物を考える場合、それにふさ
わしい重厚さ、気品、風格といったものが必
要になります。重厚さを出す点からいえば、
外壁構成について、各階に庇を突出させ、横
の線を強調し、深みを出すことが考えられま
す。近くの名古屋法務合同庁舎は、庇を二メ
ートル以上も突出させ、その重厚さを出して
いるよい例といえましょう。しかし、この案
を採用できなかつたのは、前に述べた建べい
率の問題がからみます。名古屋の場合、裁判所
と弁護士会館とを合わせた建築面積は、建
べい率三〇パーセントぎりぎりであり、これ
以上庇を突出させようとすれば、逆に建物の
外壁線をそれだけ内側にバックさせることが
余儀なくされます。事務室を広くとることを
最優先としてきた建前から、これは到底ま

られるものではありません。そのほかにも、縦の外壁幅を広くし、これを強調しようとする案、法廷棟の外壁は全く窓を設けず、外壁でぬりつぶす案などいろいろな試案がでましたが検討の結果、現在採用されている格子模様のエレベーションにきました。

また、外壁の色ぎめについても、名城郭内の立地条件と格子模様の外壁構成を前提として、白色系、白みかげ調、煉瓦調の三案が中止地建から出されました。白色系、白みかげ調は、建物にマッチし、清そな感を与えるが、重厚さと風格の面でやや難点があり、煉瓦調は、選定を誤ると失敗作になりかねないが、成功すれば重厚で風格のあるものになる、というのが地建側の説明でした。裁判所側からどのような意見を出すかについて、かなり長い期間、職員の方々から意見をきき、また名古屋管内の主な建物めぐらしました。職員の意見は、必ずしも多くありませんでしたが、愛知県議会議事堂の外壁タイルが候補として、三出されました。また市内をみて気がついたのは、大体白系統の建物が多いことでありました。しかも一〇年前後経年したと思われる建物については、建物が白系統であるため、よごれがめだら、雨落ちのあとは殊にひどい変色がみられました。このような実感からして、色彩の持続性、耐久性を充分考慮する必要を痛感した次第です。この点に

ついて地建側の意見をきいた結果、色の持続性、耐久性については、煉瓦調が最も優れる点を考慮すると、煉瓦調の線で行くのが妥当のように思われました。結局、裁判所内部で最終的な検討を加え、色は、煉瓦調となりました。地中でどのようものが最も適するかを地建の方にお願いすることとし、地建側で慎重な検討、試験焼をされたうえ、現在の煉瓦調タイルが確定案として浮上したわけあります。

およそ建物の建築を考える場合、従来のものになかった独創性、新規性をこれに採り入れたい、と願うのは、たんに技術者のみならず、誰しもが一度は考えることかもしれません。しかしこれは他面大きな冒険でもあります。一時的に人目をひいても、時の経過とともに、うたかたのように見捨てられ、見向きもされないようでは失敗といえましょう。今後四〇年、五〇年の風雪に耐えるためには時代を超えた美しさと風格を残したものであります。このような願いが、果たして新庁舎で具現できたかどうか、は今後の批判にまつことにします。

外構工事について

新庁舎敷地は、名古屋城直近の場所に位置し、名城郭内でも最も恵まれた環境にあります。

(名古屋高裁判事・前高裁事務局長)

新 庁 舎 落 成 に 思 う

鳥 居 賢

名古屋高等・地方・簡易裁判所職員の待望

久しきった合同庁舎が昭和五十四年二月竣工し、同年三月その外壁に大正の残光をとどめる赤煉瓦の旧庁舎から近代的な新庁舎に移転されましたことは、御同慶にたえず、心からお喜び申し上げます。

思えば昭和四十三年から約七年間、高裁事務局会計課に勤務し、その間長官および事務局長並びに最高裁經理局の皆様の適確な御指示ないし御指導を受けて、新庁舎敷地確保に参画した私にとって、今、気品と風格に満ちた新庁舎の姿を目のあたりにするとき、これまでの道程が長くて険しかっただけに、感概ひとしおのものがあります。

当時の敷地確保の経緯は、当時事務局長であつた浅香判事から詳細にわたり御説明がありますので、私から格別取り立てて、申し上げることもありませんが、当時を振り返るたび思い出されることは、新庁舎敷地確保のため、市・県・財務局の関係者の方々に対しても

の折衝がありました。

というのは、旧庁舎敷地を公園敷地にすることを条件に名城東小公園の公園解除について折衝をはじめましたものの、この公園は都市計画公園として適正に設置されたものであり、かつ、公園の廢止は、緑地保全の立場を貫ねく建設省の公園行政に逆行することになるため、市の受けとめ方は殊の外歎しかつたからです。すなわち、戦後間もないころ、名城郭内を官公庁施設の区域とする計画があり、市当局から裁判所にもその区域内に移るよう呼びかけがあつたのですが、当時裁判所としては戦災庁舎の新築を優先せざるを得なかつたのです。しかし他に適地がないためどうしても裁判所としては東小公園を敷地として獲得するほなく、私は市の担当部

す。公園の一郭に位置するだけに、建物、樹木造園については、当然のことながら、これら周辺の環境との調和について最重点を置くことが要求されました。庁舎外構の綠化については、名古屋市からも強い要望が出されました。地建、裁判所側としても、この点に最大限の配慮をしました。特に名古屋城に面した北側植栽に意を払い、これと煉瓦調タイルとのコントラストをねらった地建側の外構計画は、周囲の環境と調和し、ほかの官庁にはみられない風格と重厚さをかもし出しております。建物は外構とか周囲の環境によって、初めて本来の味わいを生み出すことを、つくづく感じたことでした。

おわりに

裁判所新庁舎と新井善一大会館を建設することは、名古屋の法曹にとって、ここ一〇数年來の夢ありました。ここに裁判所新庁舎と新井善一大会館が落成することによって、永年の夢が実現しました。私は、この間美に多くの関係者の方々が、この建設のため努力を結集されたことに深く感謝し、名城郭内の緑に囲まれて屹立する新庁舎をまことに育て、後に引継いで行く責任をあらためて痛感する次第です。

局のもの感情的なわだかまりを取り除くための窮状を訴えて懇願に努めるほかないものですが、ようやくその効果があり、市は、裁判所の立場を理解し関係機関との意見調整に努めようというところまで来ましたときの私どもの喜びは、筆舌には尽くしがたいものでした。

ところが、東小公園周辺の官公庁の労組から「貴重な憩いの場所がなくなる」として強い反対があり、また裁判所周辺の住民から移転反対運動が起きたなど難問が次々と出てきました。住民の反対運動については、学区別の反対住民集会に出席し、事務局長とともに運動について市長の交渉もあって納得を得ることができず、東小公園敷地の確保は遅延することがあります。そこで、「東小公園がだめなら西小公園がある」と的を西小公園に絞り、東小公園敷地確保のためどうしても裁判所としては東小公園を収容した誠意と懇願に自信を以て、裁判所、弁護士会が一体となって敷地確保に努力した

結果、ようやく西小公園を敷地として確保することができたのですが、東小公園までの難かしさはなかったものの、決して平坦な道程ではありませんでした。

昭和五十年七月二十六日に新庁舎の工事安全祈願祭が挙行され、新官の鐘音が官庁街に響きわたったときは、私の三十数余年の裁判所の勤務で一番実りのあった仕事がやれたとから喜んだのですが、今新庁舎を目の前

にみると、歴代の名長官、各所長、各事務局の庁舎新官に払われた御労苦も大変なものであったと思い、この両方々の御労苦に対し謹んで感謝申し上げる次第です。

また、当時の市・県・財務局の事務担当者の方々の御理解、御協力も有難く、心から厚くお礼を申し上げたいと思います。

(名古屋家裁事務局長・前高裁会計課長)

新 庁 舎 の

工 事 経 過 報 告 に つ い て

足 立 登

「赤レンガに緑脣のドーム」、ルネッサンス

風の独特的の風格をもつ旧庁舎は、大正十一年名古屋市東区主税町に建築されて以来、五年の歳月を経て近年老朽化がいちじるしく、雨もりや耐震的にも問題が生じ、かつ事務量の増大による狭あいもあって、昭和四十八年に新庁舎を建設することが決まりました。と

ます。

ところが現住地は、木造民家の密集する住居地域で高層庁舎を建築する場合は、日照、電波障害をひき起こすおそれがあり、また周辺道路の幅員が狭いことなど環境条件も適しておらず、また工事期間中の仮庁舎の確保が極めて困難な実情から、それにふさわしい場所が要求され、別地に適地を選定する必要があり

がつてきて、且下各界で保存問題が論議されているところであります。

工 事 経 過 に つ い て

名古屋高等、地方、簡易裁判所合同庁舎の新官工事は、建設省への支出委任工事により、中部地方建設局管轄部の設計監理のもとに、昭和五十年七月二十六日着工、昭和五十四年三月十五日に完成しました。

口 壁面線は敷地境界線から一五m後退し、この間に前庭をつくること(五mのグリーンベルト)。

但し玄関に限り突出部をつくることができる。この場合でも壁面線から八mをこえてはならない。

ハ 内庭(建築物に囲まれた内側の庭)

については特別の規定はないができるだけ多くの空地を残し、またこの空地は努めて緑化せねばならない。

二 建築物の高さは五〇m、幹線通路に沿う地区は四階以上、その他は三階以上とする。

ヘ 敷地境等には閉塞性の類は設けてはならない。

ト 倉庫、ガレージ等の附属建物は本館と一体をなしてその外観も同一意匠

リ 周囲のグリーンは石垣とか造園で囲

めること。

チ ガレージ等は街路に曝露する位置に設けてはならない。

以上のような厳しい建築上の条件及び制約を受けながら、裁判所といふ極めて社会的に重要な役割を果たす建物であるから、その機能を十分發揮できるよう安全性を確保して、

鉄筋コンクリート造地下二階地上十二階

塔屋三階
建築面積 一、五四二m²

延面積 一一、〇一〇m²

軒高 四四・九五m

最高高さ 五四・四五m

外装 P.C版三丁掛タイル打込み

(地下車庫)

鉄筋コンクリート造地下一階 二、一五m

六m

施工業者 戸田、六合建設共同企業体

建築工事 日本建設工業株式会社

電力工事 千歳電気工業株式会社

通信工事 川崎設備工業株式会社

衛生工事 新義冷熱工業株式会社

空調工事 株式会社高岳製作所

受変電工事 株式会社日立製作所

エレベーター工事 三義電機株式会社

植栽工事 岩間造園株式会社

この総工事費は、七十一億円であります。

かねて、名古屋城郭内に敷地を確保することを前提として、名古屋高等、地方、簡易裁判所合同庁舎を新築するとの基本構想のもと、中部建設局で設計の検討が進められ

ていて、昭和五十年六月に名古屋高、地、簡

裁判所合庁舎新官基本設計が確定したのであり

構造面にも格別配慮した基本設計がなされています。

◎ 設計計画の概要

庁舎は、地下二階、地上十二階の規模でコンパクトにまとめ、南前面道路に面して配置し、北側には四十五台収容の駐車場、弁護士会館ならびに七十一台収容の地下駐車場が計画されました。

敷地内の空地は、郭内にあることから極力植樹により名城の風致をマチさせるよう努められています。

正面玄関中央に三階吹抜きのホールを設け、中央ホールの左（西側）が法廷棟、右（東側）が事務棟で天井の高い法廷と普通の高さの事務室が同居するため、外観は十二階建てだが法廷棟は九階分になっています。

中央ホールに、法廷棟専用エレベーター二基、事務棟専用エレベーター三基を配置し、法廷棟の一階に大合議法廷二室、四～七階に単独法廷二十四室、九～十一階に合議法廷十室の総計三十七室があります。事務棟の一階に受付センター、経理関係室、二～三階に調停関係室、四～十一階に■、書記官室等の事務室を計画し、最上階の十二階に大會議室、診療室、電話交換室等があり、階層下から簡裁、地裁、高裁の順に配置してあります。

裁判所は、裁判官と被告人、当事者、傍聴人等の動線の明快な分離が強く要求されるところから、■の適切な配置について特別の配慮がなされています。

構造面では、災害その他の外力に対応して、十分な安全性を確保するため、適切な震度の割増しを行い、地震時における「むちぶり現象」を少なくするために上層部を補強する。床板は軽量コンクリートを使用し、軽量化を図る。柱はSRC造（鉄骨・鉄筋コンクリート造）とし、柱の許容軸耐力を大きくする等に留意されており、また、外壁面は、柱、梁に窓といつた構成で、一般的な壁に窓といった感覚でないこと。色調は、従来の赤レンガ調的な感触を保持しつつ重厚さと気品、風格を出すため茶系統の煉瓦調を選定し、材質は、せつ器質として焼物の材質感を極力出すために釉薬で色を出すのでなく、生地そのものの色と素変による色むらを出す等の設計であって、基本的構想として名古屋城郭としての調和と親しみ易い明るいイメージに、防災と身障者対策が重点課題であるとの認識のもとに細心の設計がなされています。この点は、設計監理者である中部地建担当官の御苦心と御努力と英知の結果を十分窺い知ることができます。

◎ 工事の進行状況

昭和五十年一月～三月に敷地地盤調査工事を

十二年十二月二十五日、工事内容は、空気調和設備、換気設備、排煙設備工事。

建築（三回）工事は、昭和五十二年九月、発注、工期を昭和五十四年二月十五日、工事内容は、外壁タイル張・プレコンクリート工事、内部仕上工事、表示板類取付工事。

衛生、通信、電力、空調等第二回各工事は昭和五十二年十二月に、第三回各工事は昭和五十三年三月に、それぞれ前年度の継続工事として発注。

エレベーター工事は、昭和五十三年三月、株式会社日立製作所及び三菱電機株式会社に発注。

受電電工事は、昭和五十三年三月、株式会社高岳製作所に発注。

建築（四回）工事は、昭和五十三年三月に発注、工期を昭和五十四年二月十五日、工事内容は、地下車庫、運転手控室等全工事。

建築（五回）工事は、昭和五十三年九月に発注、工期を昭和五十四年三月十五日、工事内容は、地上駐車場、外構全工事。

通信、電力等第四回各工事は昭和五十三年九月、継続工事として発注。

植栽工事は、昭和五十三年十一月、岩間道園株式会社に発注、工期を昭和五十四年三月十五日、工事内容は、植栽、庭石等全工事。

当初の計画では、昭和五十二年度に新庁舎を竣工し、昭和五十三年度に旧庁舎の取りこ

わしを予定されていましたが、経済事情の変化から庁舎の竣工は昭和五十四年二月十五日、外構・造園工事の竣工を昭和五十四年三月十五日に遅延はしたもの的新営工事開始以来、三年九月にわたる長い工事期間でありました。が、極めて順調に進捗しました。しかし、その後、東隣側に名城病院、西隣側に名古屋共済会館という静的環境にきびしい既設施設にはさまれた位置にあって、工事の進行は、当然に騒音・振動等の公害問題が生ずるので、特に、細心の注意のもとに慎重に進められて、何等の紛争もなく無事に完工したことは、設計監理監督を担当された中部地建技術官の方々の並々ならぬ御尽力と御努力があり、さらに戸田、六合建設共同企業体をはじめ、その他関係業者の優秀な技術と協力の賜であったことをここに御報告申し上げます。

以上で工事の経過報告といたします。

会計課としては、移転日程の決定により、それまでに完了しなければならない作業として、転させるため、この間、公判事務などは新旧庁舎で行うことにして、移転作業を三月一日から十五日までに完了する日程が立てられました。

この工事を担当された中部地方建設局常総部では、開局以来、最大規模の工事であったことから、命運をかけられた取組み姿勢は、実施設計当初から完成まで建築関係、電気、機械設備関係、現場監督関係等のスタッフが終始一貫担当されたことによっても窺われました。建築工事が順調に進められるためには、中部地建担当官と地元裁判所との間に、常に密接な連絡と意思の疎通が必要であって、工

が進められ、昭和五十年六月三十日に建築第一回工事として指名競争入札の結果、戸田、六合建設株式会社の共同企業体に発注するこ

となり、同年七月二十六日安全祈願祭を行つて、工事は本格的に開始されました。

建築（一回）工事は、昭和五十一年五月十五日までに鉄骨六階までの組立てと七階～十

二階までの一部工場製作及び地階二階～地上一階までのコンクリート打設工事。

建築（二回）工事は、昭和五十一年六月に発注し、昭和五十二年九月末までに七階～十

二階の鉄骨組立て、二階～十二階までのコンクリート打設、外壁P.C版打込み工事。

衛生（一回）工事は、昭和五十一年六月、川崎設備工業株式会社に発注、工期を昭和五

十二年十二月二十五日、工事内容は、衛生器具、屋内給排水消火設備、給湯ガス設備工事。

通信（一回）工事は、昭和五十一年六月、千歳電気工業株式会社に発注、工期を昭和五

十三年三月十五日、工事内容は、電話配線、電気時計括声設備、表示設備、インター・ホン共聴設備工事。

電力（一回）工事は、昭和五十一年六月、日本電設工業株式会社に発注、工期を昭和五

十三年三月十五日、工事内容は、電灯、動力

事内容、日程等につき、関係者が十分協議をつくして検討を重ねてきましたが、その都度

中部地建当局は、各業者を説得して、地元裁判所の意向を反映させ、要求実現に努力され

たことに対し、深く敬意を表するものです。

ところで、中部地建当局から予定どおり、昭和五十四年一月十五日庁舎の竣工に伴い、引渡期日を同年二月二十日、完成検査日を同

年二月十四日～二十日とするとして、完成検査に立会方の要請を受けました。そこで、旧

庁舎から新庁舎へ移転作業に入るわけであるが、裁判を中断させないようにスムーズに移

転させるため、この間、公判事務などは新

旧庁舎で行うことにして、移転作業を三月一日から十五日までに完了する日程が立てられました。

それまでに完了しなければならない作業として、旧庁舎の引渡しを受ける二月二十日から移

転作業開始日の三月一日までの間に、各業者から新規購入備品を新庁舎に搬入してもらい

レイアウトのとおり配置を完了した各部課室から電話器の取付けを終了する。これは、引

越作業中に合せて実施すると、かえって作業が混乱するおそれがあるので、八日間という短期日ではあるが関係業者の協力を得て、一

晩に作業を完了すべく連日打合せを重ねて、万全の計画のもとに、関係業者及び各職場の

協力を得べく奔走するとともに、引越業者は最終的な移転作業の打合せを行いました。

なにしろ経験のないことで、当初から最も心配されていた移転作業も三月一日から始められたが、意外に作業は順調に進み、日程どおり三月十五日無事に完了して、一同ほっと安堵しました。幸い引越期間は天候にも恵まれて、連日残業あるいは休日返上の強行スケジュールであつたにもかかわらず、身体的に一人の落伍者もなく、この大事を終えたことは、何よりの喜びであったとしみじみ満足感を味わい感謝しています。

こうして、多年、願望であった近代ビルの

新庁舎で、お互いに、慰労のビールを口にしたときは、目標実現のため、これまで双肩にかかっていた重荷が一度に降ろされたような虚脱感を覚え、感無量の思いでした。しかし、新庁舎完成の喜びの反面、諸設備が高度に機械化されているので、庁舎の維持管理については、旧庁舎当時、想像もしなかったような複雑困難多くの問題が内在しており、設備、衛生、保安、保全等庁舎の総合的な管理態勢の必要性と併せて、省エネルギーを叫ばれているとき、どのような運営をなすべきか、今後の課題として痛感しているわけです。

(名古屋高裁会計課長)

新庁舎の落成によせて

「尾張名古屋は城でもつ」その名古屋城三の丸跡、名城西小公園に名古屋高等・地方・簡易裁判所新庁舎建設のため公園を一巡しましたのが、昭和五十一年六月末でした。そして満三年九ヶ月、この程新庁舎を無事完成させることができました。

戦後、官庁街と変貌した城郭内、三の丸の

一角に旧庁舎の焼瓦のイメージを取り入れ、

囲の緑と調和した近代建築の格調高い新庁舎の落成に際し、工事関係者一同からお慶び申し上げると共に、これも偏に施工であります名古屋高等・地方・簡易裁判所、設計監理をされた建設省、中部地方建設局宮崎部、関係各位のご指導、暖かいご支援の賜と深く感謝

謝申し上げる次第であります。
此の度、工事担当者として施工中の苦心談についてとのお話をござりますが、地下工事の早朝五時半出勤、六時よりのコンクリート打設、躯体工事中の労務者不足による残業、深夜に至る鉄筋組立作業等、いろいろと味わった苦勞の数々も私共技術屋と申しますが現場員は当然の事と消え失せて、春秋二回社員全員で投票に依り、行先をきめるドライブ民宿一泊旅行等、楽しかった思い出の方が想起されます。

さて、工事についてですが、当工事は戸田建設、六合建設との共同企業体で建築工事の施工に当たったわけですが、当初、その組織作りを充分検討しました。

自社の社員は特技其の他の判っていますが、他社より出向して来た社員については不明で工事に對処出来る様、各人の意見を取り入れ編成したわけです。

幸にも社員間のトラブル、労務者とのトラブルは一度もなく竣工まで参りました。

次に、施工管理についてですが、当工事は一期工事より継続五期工事までありました。

一期工事は、地下工事と地上三階までの鉄骨工事、二期工事は地上の躯体工事、三期工

進捗により作業内容、環境が變って行きます。

実際に即した安全目標を決め全員で着実に実行し、毎日積み上げて行くべきだと、この安全活動が作業員全員に浸透し、好結果に繋がったと確信致します。

当工事を完成するまでに、延社員教九、〇〇〇人、延労働者数一〇九、二五〇人、延労働時間九四六、〇〇〇時間費しました。

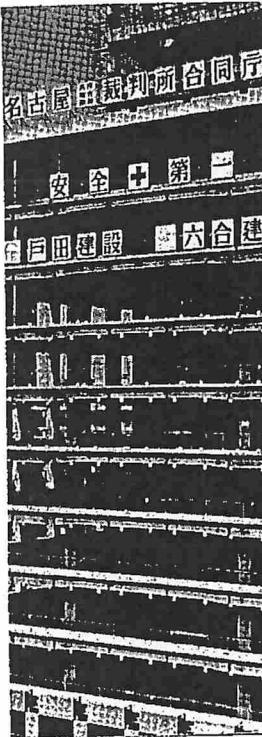
振り返ってみると長期間工事には色々と問題点、苦しかった事もありますが、請負業者に入社し、二十五年目にして長期で大型の良い所とされて居ります。地下工事を施工しても涌水は無く、地下十二メートル六五セント掘ったわけですが、完全ドライワーカーが出来ました。

日本全国どの土地でもお城のある所は地盤の良い所とされて居ります。地下工事を施工するが、地中五十五メートルにてプラスマイナス一〇ミリ以内で納めました。

外装はせつき質タイル打込P.C版カーテン

であります様急いたします。

最後に、当工事にご協力いただいた関係各方面的の皆様方、協力業者各位に心からお礼を申し上げます。



主税町から三の丸に

—移転雜感—

柴田菊二郎

建設省中部地方建設局管総部の設計、工事監理によって、名古屋高等、地方、簡易裁判所の新庁舎が名城郭内三の丸に竣工した。

その規模は、庁舎についていえば、

鉄骨筋コンクリート造、地下二階、地

上十二階、三階建塔屋付

建築面積 二、五八八・三平方メートル

延面積 三一、〇一〇・二平方メートル

庭面積 一二六・三平方メートル

車庫等（運転手控室、一部機械室共）

延面積 二、三二七・五平方メートル

総工事費 七一億四、八八九万円余

軒高四四・五メートルのレンガ調タイルを張った堂々たる偉容は、主税町のあの煉瓦造三階建と比べると、時代の流れをひしむを感じさせる。・

大正の中頃五年余の歳月をかけ、旧司法省の直営工事として、囚人の労役をも投入し、年一層の割で煉瓦を積上げ、入念に施工された旧庁舎は、正面中央に青いドームをいたゞき、左右対称に整然とすわった軒高一五メートル、塔屋ポール先端まで二八メートル余、

その煉瓦造りが竣工したとき、多くの人々は目を見はつたことだろう。そして東外堀町から主税町にかけて道路拡幅がなされたとき、主税町は新しい時代を迎えた。

外部レンガタイルの割付け、腰まきガラスの目地割、目立たない柱型、玄関、バルコニー、正面ホールの手堅さ、そこには気負いはない、一種の落ち着きを見せていく。法廷建築家といわれ、努力家といわれた設計者、金刺氏の風格を偲ばせるものがある。そして、それはいろいろな意味において、旧時代のモニメントである。

大正十二年、関東震災余波の洗礼を受けた以後、旧庁舎はあらまし次のような増築、改修がなされてきた。

昭和三年七月 旧陪審廳舍（西別館）増築
昭和八年一月 東別館増築
昭和十八年九月 防空倉庫増築
昭和二十四年一月 調停会館改築
昭和二十四年十二月 法廷会館増築
昭和三十七年七月 法廷別館増築

そして、本館及び庁舎の電話交換設備、電

今、軒端の銅板は破れ、壁は落ち、雨はもり、床はすりへった哀れな姿を前にして、戦争、台風等によって、痛めつけられながらも、今日まで五十七年間の歳月を生きのびてきたのである。

しかし、任務えた老兵は、消えるべき運命であり、今その処分を待つ身だ。人去つて乱れ飛ぶ銅板よ、もって眠すべしといいたい。

そして、裁判所が移転し、赤煉瓦の処分が決まるとともに、外堀町界隈もまた一つの新しい時代を迎えることだろう。

大正十一年の「新庁舎のしおり」本文に、「……今日、明治十一年を回顧するに同様に、大正十一年を回顧して、隔世の感を起す時が、其内来るに相違ないと思はれる」と結ばれている。今その時にあたって、隔世の感を深くするとともに、新庁舎の偉容に対しても、旧庁舎がそうであったような、一種のきびしさを感じる。

「……今日、明治十一年を回顧するに同様に、大正十一年を回顧して、隔世の感を起す時が、其内来るに相違ないと思はれる」と結ばれている。今その時にあたって、隔世の感を深くするとともに、新庁舎の偉容に対しても、旧庁舎がそうであったような、一種のきびしさを感じる。

自動火災報知設備、各種消防設備、避難施設の正常な維持、点検がなければ、新庁舎はそぞろに大規模化する事務処理、庁舎管理、法廷の使用形態等いろいろの質問がくる。それらが庁舎新設三度交渉委員会に諮られ、中部地建や最高裁に連絡される。この間、最高裁直営工事による仙台高裁判所が竣工し、今度は仙台に負けないよう

にとモデルチェンジがはかられた。この三年間、初期の計画になかった北側庇の設置を含めた構内北側動線の計画変更から、医務室、食堂、厨房の計画、大会議室の内装、周囲グリーンの石積まで、さまざまなることを

中部地建に要望し、時には、無理難題と思われるようなことがあったが、よく受け入れられるようになつた。そこで、よく受け入れられ、今日のように完成されたのである。

近代的高層ビルとして生まれ変わった新庁舎は、高層ビルとしてのいろいろな制約をうけている。耐震性を増すための各階に配置された耐震壁、中央コア一部分による事務棟、法廷棟の分離等、日常生活上にさまざまな不便を感じさせているかも知れないが、それらは構造上、防災上の制約からきたものである。

また、旧庁舎と比較にならないほど多くの器具の設置規準等が決められた。それらの多くは先年竣工した大阪高裁がモデルとされた。工事の設計、施工監理、予算支出は、中部地建の手で行われ、裁判所が直接工事にタップすることはないにしても、地元裁判所、ニチ

設備はもちろんのこと、防火上の非常警報、

日常生活中必要な照明、空調、衛生、通信

設備はもちろのこと、防災上の非常警報、

の監視盤室で制御されている。

まさに「建物は生きている」との感を深くす

るものである。

(名古屋高裁会計課首席技官)

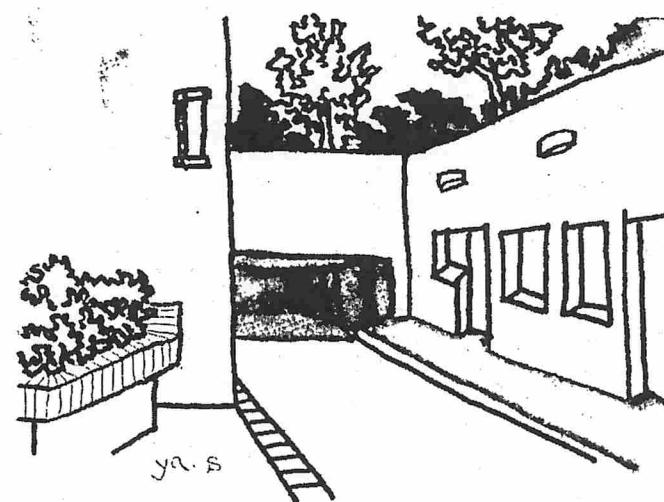
新旧庁舎十句

鬼頭

弘

(名古屋第二検察事務局長)

赤煉瓦名残り春めく移転の日
新庁舎金鯱を指せば五月晴れ
梅一枝庁舎の窓に陽もあらた
法舎背に時雨いる城の白き壁
新緑や薄茶の映ゆる新庁舎
天窓の春陽も溜る新庁舎
春薄暮庁舎に魅入り句一句
春風や法殿堂の三の丸
時雨れば雨具彩る昇降機



民事記録庫の移転

坪内清彦

移転という二字は、記録係員に五十年か六十年に一度あるかないかの大仕事をまかされているという使命感と、未経験ということから不安感ともなりました。昭和五十三年六月初旬ころの私達は一日も早く移転計画を作成し、より煮つまり、かんべきな移転につながっていくと思ったのです。しかし、計画をたてるといつても予算面に制約がある以上、なかなかうまくことは運びませんでした。夏もすぎ、移転時期も近づいてきたので、あらゆる場合を想定して、七つの移転計画案を作成しました。結局、最終的には記録の保存量約一、六七六メートルをできるだけ減らしみカン箱ができるだけ買つてもうつて詰め、

私達記録係と民事部内の応援またはアルバイトによって、裁判所のトラックで運搬し、安全で確実な移転をすることに煮つましたので移転準備は記録廃棄の促進と荷づくりに全力をあげ、十月二十一日から昭和五十四年一月十日まで続けました。

一月十一日になつて、予算の点はともかくとして、記録係として一番いい方法による移転をといふ地裁事務当局の配慮によつて、運送業者は梱包と運搬をさせることに決ましたのです。一月十一日から二月十九日までの間は、ミカン箱の荷づくりを中止し、記録庫内整理をすることにしました。それは、当時、保存庫の不足から二、三箇所に分散して保存してあった記録を、できるだけ一箇所にまとめるために記録を大移動させたり、保存も格納個所が理解できるということになり、棚からはみ出した記録や、未保存記録をミカ

ン箱に詰め、記録庫内の通路に並べて積んだり、すでに荷づくりをして、記録庫内の通路に分散して積んでいたミカン箱を、新記録庫における配置を考慮して積みなおしたりしました。というのは、今まで記録庫は三つだったのですが、新庁舎では五つの記録庫へ分散することになるので、予め明確に区別しておかないと、作業に余分な手数と時間を必要とするからです。

そこで、収納先別に区別した荷札を大小合せて約九、七〇〇枚準備しました。荷札には一号記録庫を赤色、二号記録庫を青色、三号記録庫を黒色、四号記録庫を緑色、五号記録庫を白色と決めて記録庫を特定し、各記録庫内の保存庫は列ごとにA・B・C・…の符号で特定し、更に、ある種類の記録をどの棚のどの位置から並べはじめるか、その箇所を指定するために付けた符号をイ・ロ・ハ…として、それぞれ荷札に表示しました。

荷札には、このほかに、指定箇所から記録を順次並べるため、指定箇所ごとに一からじまる進行番号を付け、最終の番号には「オフリ」と付記しました。もちろんこれらの分類符号は、記録庫の入口や、棚、指定箇所にも表示しました。

この荷札は搬出・搬入の際に全くの素人に

非常に役立ちました。特に搬入後の点検の際

には、その真価を發揮し、大成功だったと自信をもつて伝えます。

いよいよ、二月二十日から業者の荷づくり、

搬出・搬入作業がはじまりました。記録係全員で手分けして荷札つけ、あるいは搬出・搬入の指示監視にあたりました。特に、荷札つけでは、時間外に上司の方にも率先して応援を、庶務係・事件係のみなさんにも応援を、

また、搬入の指示監視では、訟廷管理官・主任書記官のみなさんにも応援をしていただきました。この作業は二月二十八日までかかる予定になっていましたが、二日間も早く二月二十六日で終りました。

ほつとする間もなく、私達記録係は二月二十七日から三月一日まで搬入された記録が、指定した記録庫の、指定した保存棚の列の、指定した場所に、進行番号順に並んでいるかどうかを荷札によつて点検したうえで、業者の荷ほどきに立会いました。

記録係事務室の移転は、三月二日に行われ、三月三日からは新庁舎における事務が開始されました。私達が移転準備で荷づくりをしたミカン箱は、三月五日から三月九日までの間に、民事部暫定配置の書研修了者のみなさんへの応援をうけて、私達記録係員の手で荷ほどきをし、各記録庫内の整備をすべて終つたのです。

これで、やつと、移転は完了しました。私は、時間外に上司の方にも率先して応援を、庶務係・事件係のみなさんにも応援を、また、搬入の指示監視では、訟廷管理官・主任書記官のみなさんにも応援をしていただきました。この作業は二月二十八日までかかる予定になっていましたが、二日間も早く二月二十六日で終りました。

ほつとする間もなく、私達記録係は二月二十七日から三月一日まで搬入された記録が、指定した記録庫の、指定した保存棚の列の、指定した場所に、進行番号順に並んでいるかどうかを荷札によつて点検したうえで、業者の荷ほどきに立会いました。

記録係事務室の移転は、三月二日に行われ、三月三日からは新庁舎における事務が開始されました。私達が移転準備で荷づくりをしたミカン箱は、三月五日から三月九日までの間に、民事部暫定配置の書研修了者のみなさんへの応援をうけて、私達記録係員の手で荷ほどきをし、各記録庫内の整備をすべて終つたのです。

これで、やつと、移転は完了しました。私は、

達が具体的な移転準備をはじめてから十箇月の期間がかかつています。正直言つて、業者は引越の専門家、私達はずぶの素人、うまくいくかどうか本当に心配しました。特に記録が一件でも紛失したらと考えると、夜半に気入りで眠れることもありました。

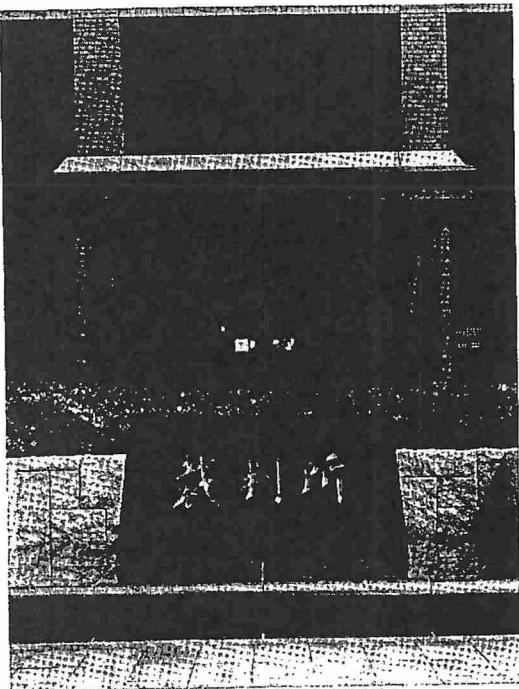
それから、移転作業中における記録係の受付事務ですが、なにぶんにも記録を並べる棚は実に二、三一六棚に及びました。このようないくつかどうか本当に心配しました。特に記録がかりで眠れないこともあります。

行文付与・諸証明・閲覧照写は、移転準備期間中はもちろんのこと、搬出・搬入の際にも停止をする必要がありませんでした。すなわち、必要な記録等は移転前については、荷づくりをしたミカン箱を開封して容易に取り出すことができたほか、新記録庫へ搬入した後も指定場所に完全に整然と格納されていたことから、直ちに取り出すことができて、全く事務に支障をきたすことはありませんでした。

移転はすべてうまくいきました。それはなによりもかんべきに近い記録係内のチームワークと具体的・詳細な移転計画をもつたことと、事務局の配慮、地裁民事首席書記官はじめみなさんの応援があつたればこそと思います。

おわりになりましたが、御配慮・御援助下さいましたみなさんに、私達記録係員一同、心からお礼を申し上げます。

(名古屋地裁民事訟廷記録係員)



旧庁舎南玄関と府名碑

府名碑 雜感

朝 日 晃

名城郭内、三の丸の一角に堂々と偉容を誇る新庁舎、その南側正面グリーンベルトに、

府名碑の赤茶色とは対照的な黒みかげ石の府名

碑がある。大きさは縦一メートル、横二メートルもあるうか、「裁判所」と刻み込まれた府名碑は、新庁舎の偉容とあいまつて、まさに辺りを睥睨する

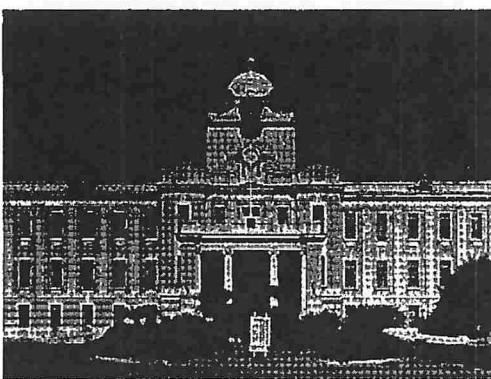
るの感がある。その刻も「裁判所」の三文字をしつかと石にい込ませ、微動だにせぬ気概と迫力をもつた豪邁らしい出来であり、しかも当時の機械ばかりではなく、手ぼりであると聞いていたが、石工の労苦も察せられることがである。

さて、その「裁判所」の三文字であるが、これは先に序報「高裁なごや」の新庁舎だより紹介されたとおり

になる。

旧庁舎の正面、向って右側の門柱に、名古屋高等裁判所、名古屋地方裁判所、名古屋簡易裁判所の三庁名を刻み込んだ大理石の府名板があつたことに気付いていた人もあると思うが、その府名板から「裁判所」の三文字を展大し、新庁舎の府名碑に転写したものといふ。旧庁舎のそれは方寸の細字であった。それを方寸に膨大したとき、果たして元の風格を保ち得るものだろうか。危惧はあつたであろう。元の細字を写真にとつて引き伸ばし、畳一枚分の大きさの板に並べてみると、担当者の技術面の苦心も思われる。だが、危惧は杞憂だった。展示しても美しいものはやはり依然として美しかったのである。高雅な品格も失わなかつた。新庁舎の府名碑としてふさわしい書が、工事完成のとき、そこにあるのである。

小字を書いて大らかさを持ち、大字に引き



新庁舎正面

伸ばして均衡美とゆるぎない構築性を見せる
氏の手腕に敬意を表さざるを得ない。

ところで、もう一度序名碑の書を見てみよう。一見して頬法とわかる書体である。頬法とは、中國唐宋の博学な文人であると同時に、玄宗の時代に平原の太守として安禄山の乱を討伐した英雄頬真卿が打ち立てた書風である。頬真卿は後に德宗の時代、李希烈の反乱に際して捕われの身となり、節をまげず遂に殺されるに至ったのだが、そういう忠義烈士、剛直の人らしく重厚な書を残している。頬真卿の書は、書聖といわれた晋の王羲之の、洗練、典雅、緊密に対し豪爽、雄渾、廣場と言い得る。かたちで言うならば、縦画が互いに背り合うのではなく、互いに向き合ふかたちになり、横の線にくらべて縦の線が太いという特異な骨格の構成となる。

茶人、華人としても名声を馳せ、文人趣味をもつて聞こえた[]氏が楷書は専ら頬真卿に心酔した。そして裁判所旧庁舎の庁名板の揮毫を依頼されるや、躊躇することなく頬法に取り組んだ。その心中には今、推しはかるすべもないが、かつて自らが若き頬真卿のイメージが、どこでどう重なり合つたのであろうか。茶を愛し、花を愛した[]氏も晩年は中風のため、左半身不隨の悲運に

見舞われたが、その間も左手瘦腕で書作を統け、執念の書は見る者をして襟を正さしめるものがあつたことを忘れ得ない。

なお、蛇足だが、現在一番多く使用されている活字、明朝活字体が頬真卿の楷書をもとにデザインされたものであることを付記しておく。

(高級秘書課・課長補佐)

編集後記



▼待望久しきかった新庁舎が官公庁街の名城郭内に完成し、三月には、長年の風雪に耐えた、あの懐かしい赤れんがの旧庁舎から、無事引っ越しを終え、新庁舎での執務が開始された。また、六月二日には、落成式が挙行され、多数の御祝辞をいただいた。

▼この新庁舎が出来るまでには、敷地の選定・確保から建築工事にいたるまで、多数の人々の御苦労があつたことは多言を要しないが、新庁舎の落成に際し、その御苦労の一端や感想など貴重なお話を御寄稿いただき、高・地裁判所報号外の「新庁舎落成記念号」として、本号を発行することができた。御協力いただいた方

がたに心からお礼申し上げる。

▼ほかに、職員各位の新庁舎へ入った感想・旧庁舎の思い出、座談会など企画していたが、今回は中止した。これらは九月号以降の庁報にどしどし御寄稿いただけるものと思う。今後とも、各位のあたたかい御支援をお願い申し上げる。